

## 告 示

### 埼玉県告示第六百十八号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 測量計画機関

さいたま市

#### 二 作業種類

公共測量（令和四年度 区域線測量業務〔大宮駅ターミナル街区東側〕）

#### 三 作業地域

さいたま市大宮区宮町一丁目地内 外

#### 四 作業期間

令和四年五月三十日から令和五年三月二十四日まで